

平成29年第12回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成29年11月13日(月)午前 9時30分
- ・閉会日時 平成29年11月13日(月)午前 10時20分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席農業委員 9名
 - 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市 4番 藤井 雅史
 - 5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄
 - 9番 寺本真理子 10番 阪口 修一 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 2名
 - 1番 井川 輝征 8番 田口 昭広

- ・出席農地利用最適化推進委員 14名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春
 - 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一 7番 宮島 正文
 - 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二 10番 小崎 良一
 - 11番 木川 保 12番 一川 清 13番 野田 和夫
 - 14番 淵上 米作 15番 山田 和治
- ・欠席農地利用最適化推進委員 1名
 - 4番 矢野 解光

- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局長 告畑 一彦
 - 事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

- ・議事
 - 報告第28号 農地形状変更届出について
 - 報告第29号 農地法施行規則第53条の規定による届け出について
 - 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第44号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
告畑局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。</p>
片山会長	<p>－会長挨拶省略－</p> <p>それでは、早速、議案審議に入ります。</p> <p>本日の、議事録署名委員は9番：「寺本眞理子」委員、10番：「阪口修一」委員にお願いします。</p> <p>なお、1番「井川輝征」委員、8番「田口昭広」委員、4番「矢野解光」推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。</p> <p>それでは議事に入ります。報告第28号「農地形状変更届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案書の1ページをお願いいたします。報告第28号「農地形状変更届出書について」、農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所氏名は記載のとおりです。造成理由は「現在も果樹を作付けしているが、作業が困難なため、客土してデコポン作付けする。」ということでございます。盛土高は1.5メートルです。現場を確認しましたが、甘夏が植えてあったものを伐採してありました。今後は客土してデコポンの苗木を植えるという計画でございます。議案資料は1ページになります。広域農道のすぐ横になり、段差が1.5メートルほどあり、客土して作付けする計画でございます。以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件は私が担当地区ですので私が説明します。</p> <p>場所は広域農道に隣接したところでございます。申請人の息子さんが専業農家で果樹を作っておられまして、先程のは甘夏ではなくスイートスプリングが植えてありまして、埋め上げてデコポンを植えるということで、別に問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。</p> <p>担当地区の「本郷推進委員」から何かございましたらお願いします。</p>
本郷 推進委員	<p>今片山会長が言われたとおりであります。別に何もありません。</p>

片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第28号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第28号については、これで終わります。</p> <p>次に報告第29号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>報告第29号「農地法施行規則第53条の規定による届出に」について、農地法施行規則第53条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、借借人、賃貸人の詳細は記載のとおりとなっております。</p> <p>転用目的は携帯電話の無線基地局ということになっております。</p> <p>議案資料は2ページから3ページになります。ここは農振農用区域になりますが、作付けをされてない耕作放棄されているところに無線基地局を建てるということでございます。それ以外の場所については現在も耕作中でございます。以上で報告を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「9番の寺本委員」をお願いします。</p>
寺本委員	事務局が説明されたとおりです。
片山会長	担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。
牧 推進委員	事務局の説明のとおりでございます。何も異議ありません。よろしく申し上げます。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第29号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>5番、谷口委員。</p>
谷口委員	この件についてはありませんが、無線基地局が建つ位置が示してあると思いますが、現場確認に行きますが、その時杭が打ってあった場所と違う所に鉄塔が建っていると私は感じましたので、道よりもずっと奥の方に印がしてあったのに実際に建ったら道の横だったという感じがしますので、まあ許可がいらぬということでございますけれども、あんまりじゃないかなと感じました。
片山会長	事務局から説明いたします。
川田次長	私も、建つ前に現地確認をしておりますが、建つ後はしていないですが、今度みてきたいと思います。若し違うのであれば、業者に確認したいと思います。
片山会長	谷口委員の言うようなことがあれば、確認したうえで上げてもらわないと、違う

	<p>場所が了承されたとなりかねませんので、注意して事務局で調整いたします。</p> <p>他に報告第29号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第29号については、これで終わります。</p> <p>次に議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案書の3ページになります。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「贈与を受け引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4ページから9ページになります。4ページが調査書になります。判断理由ですが、「現在、水稻及び野菜等を作付けしており、贈与後も引き続き耕作管理する計画であるので、周辺農地利用への支障は生じないものと考えられる。」この件に関しては問題ないと考えます。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>議案書の4ページになります。2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「譲渡人の希望により、譲受人に生前贈与する。」譲受人事由は、「譲渡人の希望により、譲受人に生前贈与する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。贈与ということで問題ないのですが、現場も見てきましたが、実際に水稻を作付けされており、周辺農地へも全然問題ないということでした。議案資料は、10ページから11ページになります。10ページが調査書になります。この件に関しては問題ないと考えます。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため、耕作管理できないので売り渡す。」譲受人事由は、「申請地の隣接地に自宅を建設する計画であり、買い受け農業を始める。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、12ページから13ページになります。13ページの図面を見ていただければと思います。場所は上の方ですが、大きい農地でございますけれども、斜線の申請地の下の四角の所も同じ譲渡人から買い受けて宅地を建てるという案件が後で出てきます。農地を買って、宅地と農地として使うという案件でございます。12ページが調査書になります。判断理由ですが、申請地は現在、休耕地で駐車場の様な感じで農地には見えないような状況</p>

	<p>でございましたけれども、買受け後は野菜や果樹を作付けするということでございました。周辺農地利用への支障も見た感じでは全くありません。今後野菜等を作付けする計画ということで、こちらとしては不作付地だったので、良い事かなと思っております。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「4番の藤井委員」をお願いします。</p>
藤井委員	<p>事務局から説明があったとおりで息子に譲渡するということでございます。私も現地へ行きましたが、異常はないと思いますので、どうぞご審議の程よろしくお願ひします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「道園推進委員」から何かございましたらお願いします。</p>
道園 推進委員	<p>事務局と藤井委員と同行しましたが、きちんと管理されており何ら問題ないと思ひます。譲受人も私の一つ年下で非常にやる気がありますので、ご承認よろしくお願ひいたします。</p>
片山会長	<p>2番の案件を「8番の田口昭広委員」及び4番「矢野解光」推進委員が欠席ですので告畑事務局長をお願いします。</p>
告畑局長	<p>現地は先程次長が説明したとおり、作付けもしてありますし、その2分の1を譲渡するという案件ですので、今後とも農地として利用させていただきますので、何ら問題ないと思っております。以上です。</p>
片山会長	<p>3番の案件を「6番の塚本委員」をお願いします。</p>
塚本委員	<p>宅地というか造成地というような現状です。譲受人の農地部分については、事務局の説明どおり、実行していただくということで了解をしてきました。以上です。</p>
片山会長	<p>担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。</p>
田口宗一 推進委員	<p>譲受人が、すぐ近くの出身の人で、兄弟たちもおられまして、あと2つ案件が出てきますけれども、兄弟協力して野菜を作るそうですのでよろしくお願ひします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。 議案第41号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。</p>

	<p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。資料は14ページから16ページになります。14ページの調査書をお願いします。立地基準ですが、第2種農地（その他の農地）に該当しております。16ページをお願いします。下の方に申請地がありますが、斜線で引いてあるのが農地の広がりです。農地の広がりが、3.66ヘクタールで10ヘクタール未満の広がりですので、第2種農地（その他の農地）で中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。一般基準ですが、資金計画等も問題なく、第2項第4号が重要ですが、申請地の北側・西側及び南側は山林であり東側に農地は存在するが、申請地との高低差が1.5メートル程度であるため、周辺農地への営農条件の支障は無いということで許可相当であると事務局は判断します。以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「2番の尾上委員」をお願いします。</p>
尾上委員	<p>当日私が行けませんでしたので、前日現地を確認しましたがけれども、山裾にございまして、植林が妥当かなと思いました。周辺農地も申請者の所有ということで、別段植林されても問題ないと思えます。以上です。</p>
片山会長	<p>担当地区の「野田推進委員」から何かございましたらお願いします。</p>
野田 推進委員	<p>当日事務局と立会した結果、前の方の話のとおり、何ら他人に迷惑をかけるという条件ではなかったなので、結構だと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第42号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>1 番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第 4 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第 4 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部、1 番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。議案資料は、1 7 ページから 1 9 ページになります。1 8 ページの下の方をお願いします。これも先程 3 条で説明しました案件と同じでありまして、農地と宅地をいっぺんに譲受人が買って、斜線の部分には個人住宅を作るという案件でございます。資料の 1 7 ページの調査書をお願いします。立地基準ですが、農地の広がりか 6. 6 8 ヘクタールで 1 0 ヘクタール未満で小集団で生産性の低い農地に該当しまして、第 2 種農地（その他の農地）と判断されます。一般基準ですが、資金及び信用性も確実であり、第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件の支障ですが、申請地は農地を分筆し住宅を新築するものであるが、分筆した農地の残地は申請者が買い受け野菜等を作付けする計画である。また、周囲に畑も存在するが、農地から離して建設する計画であり、日照・通風等にも問題なく、周辺の農地への営農条件の支障は無く、不許可要件には該当しないということで、許可相当であると判断しております。</p> <p>2 番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。議案資料は、2 0 ページから 2 2 ページになります。2 0 ページをお願いします。立地基準は第 3 種農地と事務局は判断しております。判断理由ですが、申請地は住宅が連担して建築されている地域で、住宅地としての広がりもあり、肥後田浦駅から 3 0 0 メートルの位置にある。このことから、第 3 種農地に該当する。一般基準ですが、第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件の支障の有無ですが、申請地は住宅と住宅の間に位置しており、隣接する農地は存在しないため、周辺の農地への営農条件の支障は無く不許可要件には該当しないということで、許可相当であると判断しております。以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1 番の案件を「6 番の塚本委員」をお願いします。</p>
塚本委員	<p>ここは下の農地の中に造成するということで道路で隔たった山手に位置する土</p>

	地でございます。特別問題にならないと思います。
片山会長	担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	別にありません。よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を「10番の阪口修一委員」にお願いします。
阪口修一 委員	8日に事務局と現地を調査したわけですが、周りが新しく宅地が出来ておりまして、宅地と宅地の間に存在する土地でございます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「中川推進委員」から何かございましたらお願いします。
中川 推進委員	事務局と阪口委員が説明されたとおりで、何ら異議はありません。ただ、周りに住宅がありますが、かなり草が茂っているような状況ですが、近くの田んぼを作られる方は苦勞されているのかなと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第43号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	2番の案件ですが、残りの土地が未整備田ですね。未整備田では用水路とか排水路が整備されていない水田が存在するのですが、ここを埋め立ててしまっていて、排水、用水に支障がないかどうか。後雨が降ったら水がはかずに困ることが出ていますので、十分留意していただきたいと思います。
川田次長	21ページの上の方の位置図ですが、これは相当古い位置図で全部田んぼのように見えます。22ページの下の方をお願いします。これは全部家ができています。住宅貸しているようなところですね。排水も水路が設置されておりまして、これに関しては問題ないと思います。位置図が古いものを添付して申請されているので、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、住宅地として活用されている地域です。以上で説明を終わります。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他に議案第43号につきまして、ご質疑ありませんか。 7番、草野委員
草野委員	関係のないことかもしれませんが、個人住宅を建てる場合に、住宅の間取り図までいるのですか。
川田次長	間取り図は要ります。申請書にはどのような計画を作るのか貰っております。ただこれは個人情報ですので、資料としては見せる必要はないのかなと思います。
片山会長	他に議案第43号につきまして、ご質疑ありませんか。

	6番、塚本委員。
塚本委員	間取り図とかを表示する必要はないと思いますけれども、資金計画を出すときにはどれくらいの資金が要るか見るのにはどうしても図面がないと、資金計画と合致しているか分からないわけですね。
川田次長	間取り図があっても、いくらかかるかというのは上から下まであって、間取り図では判断できないと思います。材料とかで全然変わってきます。資金計画は判断の根拠となっておりますので、載せております。この資金計画がクリアできないと信用性がないということで、許可できないという結果になりますので、判断理由として載せております。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他に議案第43号につきまして、ご質疑ありませんか。 - 「質疑なし」の声あり - それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 - 「異議なし」の挙手あり - 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 - 「異議なし」の挙手あり - 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 10番、阪口委員。
阪口委員	異議はないのですが、先程の間取り図ですけれども、土地に影をしないとかそういうのを見るのには土地の図と家がどの辺に建つかというのは大事だと思います。いかがでしょうか。
川田次長	19ページのような感じで分かりますか。筆の中のどこに建つかですよ。分かりました。字図にどこに建つか付け加えたいと思います。
片山会長	次に議案第44号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第34号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃借権移転の部、1番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定2年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。以上で説明を終わります。

片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第44号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>それでは、採決を行います。賃貸借権設定の部1番にについてご異議ありませんか。</p> <p>異議なしの場合は挙手をお願いします。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 次回総会について(2) 農業委員研修について(3) 農地利用最適化の活動報告について(4) 利用状況調査について
------	--